

必ず裏面の補助要件をご確認ください。
補助金の対象とならなくなる可能性があります。

町内事業所向け

自家消費型太陽光発電設備・蓄電池の 導入費用を補助します！



令和6年度 高森町 ゼロカーボン推進補助金

高森町では、2050年ゼロカーボンシティ実現を目指して再生可能エネルギーの普及を推進しています。

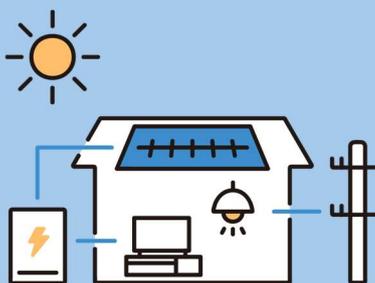
■ 太陽光発電設備の導入補助

補助金額

①【町補助金】と②【重点対策加速化事業補助金】の合計額

① 町補助金

補助率：3万円/kW
上限：20万円



② 重点対策加速化事業補助金

補助率：5万円/kW
上限：250万円



最大(※1)

270万円

補助

(※1) 申請者が太陽光発電設備を50kW設置した場合



■ 蓄電池の導入補助

上記の太陽光発電設備と併せて導入する場合のみ対象

(※ 蓄電池単独での申請はできません。)

補助金額

補助率：1/3
上限：130万円



最大(※2)

130万円

補助

(※2) 蓄電池を20.6kWh以上設置し、その設置費用が3,900,000円だった場合

お問合せ

高森町役場 環境水道課 環境係

☎0265-35-9409

補助対象者

〈次の全ての要件にあてはまる方〉

1. 町長が指定した日以降に補助対象事業に着手し、かつ、町長が指定した日までに第9条に規定する実績報告書を提出できる者。
2. 過去に同種の補助対象設備等を対象として、本要綱による補助金の交付を受けていない者。
3. 町税等を滞納していないこと。ただし、納税の猶予が認められている者を除く。
4. 高森町暴力団排除条例に規定する暴力団も若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請された者でないこと。

補助要件

〈共通〉

1. 自らが使用する事業用建築物と同一敷地内に存する町内の建築物に補助対象設備を設置し、実績報告提出時点において当該建築物を使用していること。PPA又はリース事業者の場合は、契約者が当該要件を満たしていること。
2. 補助対象設備を設置する建築物には、店舗等併用住宅を含むこと。
3. 長野県内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業主に補助対象設備を設置させること。施工体制に飯田市又は下伊那郡内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業主が含まれるよう努めること。
4. 設置に関する契約の締結は、交付決定日以降に行うこと。
5. 補助対象設備を設置する事業所等が自己の所有に属さない場合又は共同所有者がいる場合は、当該所有者に設置についての承諾を得ること。PPA又はリース事業者の場合は、契約者が当該要件を満たしていること。
6. 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金対象事業となる事業(重点対策加速化事業)の交付要件を満たすこと。

〈太陽光発電設備〉

1. 発電する電力量のうち、自家消費する電力量が50%以上であること。
2. 電気事業者による再生可能エネルギーの利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。
3. 余剰電力は、町長が指定する電気事業法第2条の2に規定する小売電気事業者に売却すること。
4. 既存設備の更新の場合は、設置から17年経過していること。
5. J-クレジット制度等により環境価値を第三者に譲渡しないこと。
6. PPA事業者により設置する場合は、補助金額のうち町補助金については、サービス料金から全額を控除すること。

〈蓄電池〉

1. 蓄電容量が4kWh以上のものであること。
2. 1kWh当たりの価格が19万円以下の設備であること。この場合において、当該価格は、工事費込み並びに消費税及び地方消費税抜きの金額から算出すること。
3. 本補助金の太陽光発電設備設置事業により設置した設備に常時接続する設備であること。
4. 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
5. 既存設備の更新の場合は、設置から6年経過していること。

補助金 手続きの流れ

まずは、事業所に太陽光パネルなどが
設置できるか、施工業者に確認しましょう！
【南信州地域の信州の屋根ソーラー認定事業者など】



●必要な書類等は町のホームページから確認できます。

URL: <https://www.town.nagano-takamori.lg.jp/docs/12953.html>



その他

本補助金は、環境省の交付金事業として実施しているため、国の事業とは併用不可です。太陽光発電設備や蓄電池の設置容量や運用によっては、他の事業を選択した場合、さらなるメリットがあることがありますので、申請前に施工業者に確認してください。